

町村合併に関する町民懇談会



福島町議会

本日の説明会の日程

福島町議会

懇談会次第

1. 開会挨拶 ----- 平沼
2. 出席議員紹介
3. 議長挨拶 ----- 溝部
4. 資料説明 ----- 金沢(秀)・平野・平沼
佐藤(孝)・要田
5. 質疑・応答
6. 閉会挨拶 ----- 溝部

これまでの経過

福島町議会

1. 国の合併推進制度
2. 任意協議会(15年12月～16年3月)
3. 法定協議会(平成16年4月～11月)
4. 福島町議会(合併特別委員会)の取組み

「国の合併制度」

福島町議会

- ◇昭和40年 3 月29日 合併特例法
- ◇平成11年 7 月16日 合併特例法大幅改正
- ◇ // 地方分権一括法(475本)
- ◇平成15年 6 月26日 構造改革(骨太の方針)
- ◇平成16年 5 月26日 合併三法

「任意協議会」

■任意協議会とは？

任意協議会は、法律に基づかない任意の組織で、両町の各種事務事業の現況調査、合併に向けた課題の抽出、新町のビジョンの作成や合併に関するさまざまな事項の検討を行ないます。その後、両町の議会の議決を経て法定の合併協議会へ移行します。

■任意協議会での協議経過

任意合併協議会では、合併の方式、合併の期日等の基本的5項目を含め48項目を協議してきたところであります。任意合併協議会での協議は、両町の事務事業の現状把握や課題の整理を行い、合併の協議事項に関する基本的な調整方針を確認するにとどまっています。なお、合併の是非を含めた本格的な協議は、法定合併協議会の場で協議することとしています。

「法定協議会」その1

■法定協議会とは？

法定協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置される協議会で、両町の議会の議決により設置され、町長、議会議員及び学識経験者で構成されます。

ここでは、合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項の協議が公正に行なわれます。新町の名称、合併の期日、住民負担・行政サービスなど各種行政制度に関する取り扱いをはじめ、住民福祉の向上や新町の運営に影響のあるものすべてを対象として具体的に話し合いが行なわれ、合併した場合の将来像や行政サービスの内容が示されます。また、これらを判断材料に町民が合併の是非を判断し、両町の議会の議決を得て、新町が誕生することとなります。

「法定協議会」その2

■法定協議会の役割

法定協議会は、合併をしようとする町の関係者で組織し、議会のような「議決機関」ではなく、“合併することの是非を含め、合併に関するあらゆる事項を自由闊達に協議する場”です。

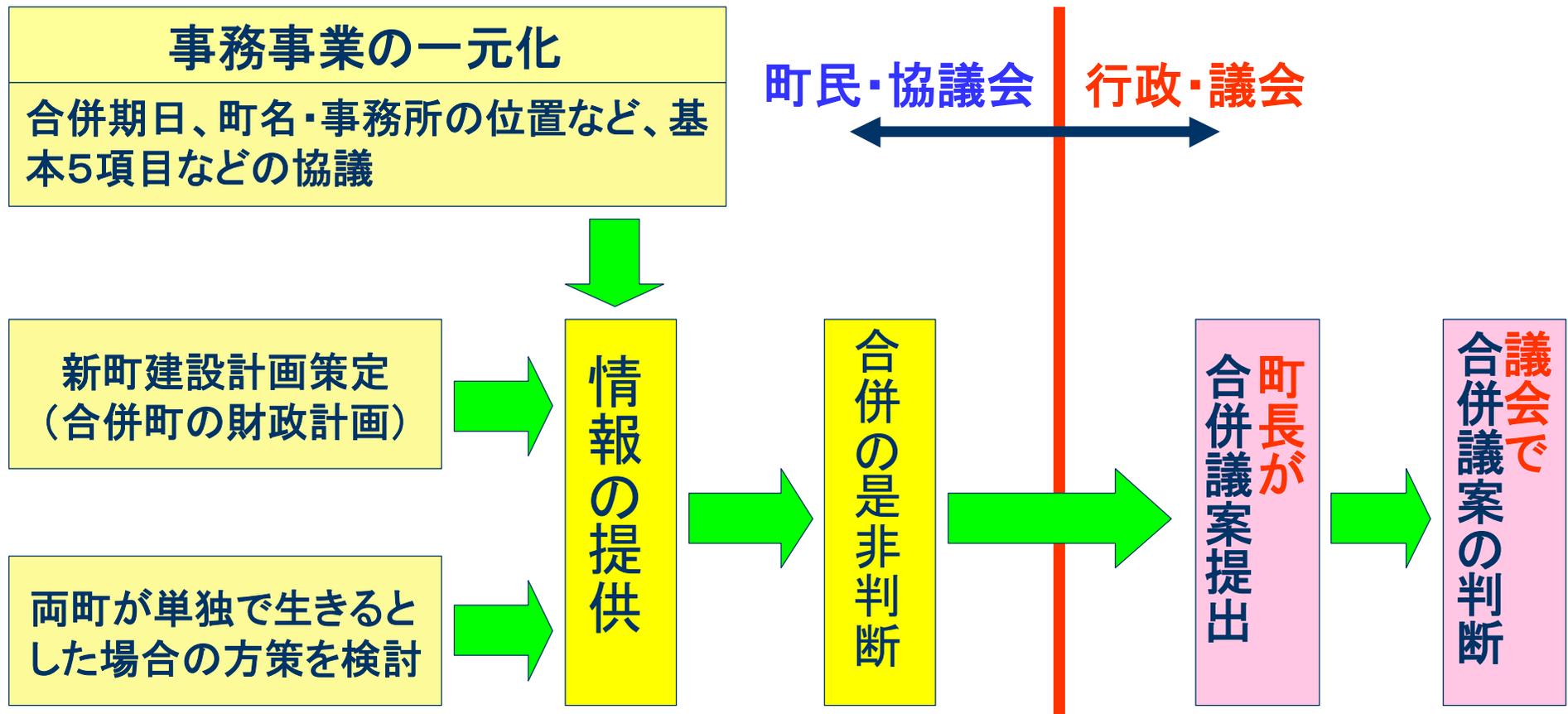
合併特例法の期限がある中で、両町が合併するとした場合の「町づくり計画（新町建設計画）」や「町民サービスの内容」などを協議し、合併の判断材料として町民に情報を提供する組織です。また、法定協議会は、合併すると決めつけて議論するものできなく、「合併するとした場合のまちの姿」を協議するものです。

なお、合併の是非の判断とともに合併協議会がすべて確認された後に、その内容を「合併協定書」として取りまとめて合併調印を行い、その内容をもとに法律に定める合併手続きとして、議会の合併議決へと進めることとなります。

「法定協議会」その3

福島町議会

◇法定協議会の事務協議の流れ◇



問題点(その1)

1. 役場本庁舎位置(分庁舎方式)の問題点
2. 議員定数、選挙区割り(同数)の問題点
3. 松前病院の赤字経営
4. 行財政運営の問題点
5. 全般的な合併認識の違い

問題点(その2)

6. 国の合併推進のしめつけ
7. 人口規模や知名度の違いによる不安
8. 経済状況や行財政状況の認識の相違
9. 昭和の合併の問題点を把握した展開でない
10. 長年の自治意識の欠如

合併問題への議会の取組み(その1) 福島町議会

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 合併任意協議会 | 5回(正副議長) |
| 2. 合併法定協議会 | 10回(正副議長、委員長) |
| 3. 特別委員会(改選前) | 3回(15年8月まで) |
| 特別委員会(改選後) | 10回(15年9月から) |
| 4. 議員協議会 | 2回 |
| 5. 勉強会 | 2回(正副議長・委員長) |

合併問題への議会の取組み(その2) 福島町議会

6. 研修(講演会) 4回(四町議員協・自主開催)

7. 行政視察

(総務教育常任委) 2回(青森県倉石村・中里町・三戸町ほか)

(経済福祉常任委) 2回(幌加内町・蘭越町・東川町ほか)

(議会運営委) 2回(福島県矢祭町ほか)

(四町議員協) 1回(日高町・芽室町)

なぜ 9対9 なのか？ (その理由)

福島町議会

任意協議会での十分な議論ができずにスタートした法定協議会は、時間的(17年3月末まで 議会議決・道申請)に限界があり、財政問題・新町の具体的な計画等において充分とはいえない。

人口差が大きい福島町にとっては、不十分な協議の中での合併では、その後の対応に大きな不安があり、少なくとも1期4年間については議決にいたる対等な議論ができる環境にしなければならないと考える。

福島町を本庁とした場合、議席は18人の設定となっており、きびしい財政状況から判断して、定数を18人とした。

なぜ 9対9 なのか？ (不安要因)

福島町議会

■ 協議が不十分な不安要因

● 新町構想の検討

- ・ 具体的な計画 (積み残し事業)
- ・ 特例債の具体的検討 (計画30億円)

● 行政機構の整理

- ・ 本庁舎の位置 (機能分担・総務管理・議会・監査)
- ・ 職員定数

● 町立病院の財政問題 (財政問題全般含む)

なぜ 11/19に解散することになったのか

福島町議会

平成17年3月31日まで 両町議会の議決・北海道への申請が必要であり、検討課題が多く、時間的に困難との判断をした。**(合併協として)**

平成17年度予算編成に支障をきたす。
(自立でも合併でも)

「議員定数・選挙区についての審議の流れ」

福島町議会

- 9月 6日 第6回合併協 小委員会の調整案をしめして協議をしたが、まとまらなかった
- 9月 9日 第7回合併協 協議がととのわず、両町特別委員会の意見を聞いた上で調整することとした
- 9月17日 第7回特別委 調整案の説明を受け、各委員から意見をうかがう
 - 18人で、9対9の同数意見が多かった
- 10月 1日 第8回合併協 両町議長から特別委の意見集約を報告、調整つかず
 - 松前 22人で選挙区なし
 - 福島 18人で選挙区をもうけ9人づつの同数

「議員定数・選挙区についての審議の流れ」福島町議会

- 10月25日 第9回合併協 調整つかず、両町、町長・助役・正副議長で協議することとした
- 11月 5日 両町、町長・助役・正副議長で協議したが、調整つかず
□11/9の合併協で合併についての方針を出さなければ、
17年予算編成等に支障をきたす
- 11月 8日 議員協議会(第8回特別委終了後)議員定数・選挙区について協議、意見を再確認
- 11月12日 両町、町長・助役・正副議長で最終調整をしたが意見の一致に至らなかった

「議員定数・選挙区についての調整案」

福島町議会

協定項目第8号

議会議員の定数及び任期の取扱い

【調整案1】

議会議員については、市町村合併の特例に関する法律の特例は適用せず、定数を20人とし、新町の設置の日から50日以内に選挙を行うこととする。また、設置選挙についてのみ旧町の区域を単位とする選挙区を設けることとする。なお、それぞれの選挙区の定数は、松前地区12人、福島地区8人とする。

【調整案2】

議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律の特例は適用せず、定数を22人とし、新町の設置の日から50日以内に選挙を行なうこととする。

「議会議員の定数と選挙区」

福島町議会

- 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項）
- 市町村の廃置分合又は境界変更があった場合において、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を選挙区に編入した選挙区において選挙すべく当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）

実例判例

公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙に限って適用すべきものと解されており、2回目以降の一般選挙は人口に比例しない議員定数のまま執行することはできない。

議員定数(選挙区・人口比)

福島町議会

	国調人口 (H12)	割合	割合に応じた議員数			現行
福島町	6,795	0.38	8	8	7	14
松前町	11,108	0.62	14	12	11	18
計	17,903		22	20	18	32

※ 9:9とした場合の1票の格差は、「1.634倍」

一票の格差

福島町議会

H16. 6. 30 “合併三法説明会”
総務省自治行政局 井上市町村課長

…………市町村の中で選挙区を設けた場合に、どこまでの1票の格差であれば、許容範囲かとのご質問であろうかと思っておりますが、明確なものは正直言ってございません。ただ、都道府県の議会の議員について様々な判例がありまして、一般的には3倍を超えると違法と
というような判断がされております。…………

「議員定数・選挙区についての判断」

福島町議会

11月8日議員協議会等で再確認

該議員数	定数	選挙区	選挙区定数		摘要
			福島	松前	
9	18	○	9	9	1期(4年間)
2	18	○	8	10	
1	18	×			
1	18	○			参議院選挙比例区的方式
1	22	○	10	12	

※9月17日特別委で過半数が「選挙区をもうけ、議員数は同数」

議員報酬の現況

福島町議会

単位:千円

項目	現行報酬	町長比 65万円	適正基準 30～31% (195～ 202)	全国 平均	全道 平均	渡島 平均
議員	170	26.2		215.5	184.7	184.1
委員長	180	27.7			199.3	194.7
副議長	200	30.8	33～37% (215～ 241)	236.5	219.4	214.1
議長	255	39.2	40～54% (260～ 351)	293.3	275.2	273.8

議員定数の経過(削減の変遷)

改選年	議員数	摘 要
昭和54年	26	
// 58年	22	4人削減
// 62年	18	4人削減
平成 3年	18	
// 7年	16	2人削減
// 11年	16	
// 15年	14	2人削減
// 19年	10	4人削減検討予定

議員の長期欠席措置

福島町議会

□長期欠席に対する報酬等の減額措置（H15/9～）

- ① 就退任時の報酬額 → 日割り支給
- ② 長期欠席の報酬額

報酬の減額割合

・ 90日を超えたとき	20/100
・ 180日 //	50/100
・ 365日 //	70/100

「事務所の位置」についての調整案 (その1 附帯意見)

協定項目第4号

事務所の位置

1. 新町の事務所の位置は、松前郡松前町字福山248番地とする。
2. 新町の事務所の位置は、松前郡福島町字福島820番地とする。

【附帯意見】

庁舎機能は総合支所方式とし、管理部門は事務所所在地に置くこととする。その他部門は住民サービスの低下を招かないようにするため、当面両町の現状に近い形で配置し、職員数は部門ごとの調整を図り現状の比率をできるだけ維持する。

「事務所の位置」についての調整案 (その2 合意案)

福島町議会

協定項目第4号	事務所の位置
<p>新町の事務所の位置は、松前郡福島町字福島820番地(現福島町役場)とする。</p> <p>なお、組織・機構は地域自治組織制度の趣旨を基本とした方式とし、具体的な内容は新町発足までに両町長協議のうえ決定する。</p>	

「役場庁舎の比較」

福島町議会

項 目	松前町役場	福島町役場
規 模	1階 753 2階 638 計 1,391m ²	1階 1,395 2階 1,466 3階 819 4階 41 計 3,721m ²
建設年度	昭和35年12月23日 昭和58年10月10日増設	平成6年10月20日
支 所	大島、小島、大沢支所	吉岡支所
職員1人 当り面積	13.1m ²	48.3m ²

町職員数の比較(その1)

福島町議会

項 目	松前町	福島町
町長部局	132	74
議会事務局	3	3
選挙管理委員会事務局	(兼務)	(兼務)
監査委員事務局	1	(兼務)
教育委員会部局	28	20
農業委員会事務局	(兼務)	1
計	164	98
病院事業関係	67	—
公営企業等関係	8	3
計	75	3
合 計	239	101

町職員数の比較(その2)

福島町議会

庁舎内分

福島町 81人

○総務課	1	1	○議会事務局	3
○企画財政課	7		○教育管理課	5
○産業課	1	1	○社会教育課	4
・農業委員会	1			
○町民福祉課	9			
○保健環境課	1	2		
○税務課	7			
○建設課	9			
○出納室	2			
○議会事務局	3			

松前町 107人

○総務企画課	2	6
○まちづくり観光課	9	
○水産農林課	1	6
・農業委員会	0	
○環境生活課	1	0
○健康福祉課	2	4
○税務課	1	6
○出納室	2	
○議会事務局	3	
○監査委員事務局	1	

町職員数の比較(その3)

庁舎外分

福島町
20人

○吉岡支所	3
○福島保育所	6
○給食センター	1
○総合体育館	3
○吉岡幼稚園	3
○学校関係	4

松前町 65人

○建設水道課	16	○朝日保育所	2
○大島支所	3	○教育振興課	18
○小島支所	2	○文化財課	3
○大沢支所	2	○給食センター	6
○清部保育所	4	○学校関係	1
○静浦保育所	2		
○札前保育所	2		
○大磯保育所	4		

渡島管内職員数・議員定数

福島町議会

単位：百万円

町 村	人口	職員数	人件費	人件費 の割合	職員1人 当人口	職員1人 人件費	議員 定数	議員1人 当人口
松前町	11,244	170	1,318	35.5	66	6.94	18	625
福島町	6,548	96	890	37.7	68	6.88	14	468
知内町	5,862	91	810	27.4	64	6.21	12	489
木古内町	6,557	93	787	34.9	71	5.89	16	410
上磯町	37,286	171	1,429	20.0	218	6.18	26	1,434
大野町	11,145	94	888	28.0	119	6.42	18	619
七飯町	29,087	160	1,443	23.0	182	7.14	24	1,212

第3次松前町病院運営計画

【現況と課題】

病院をとりまく環境はより一層悪化し、病院運営にあっては非常に厳しい状況になっています。特に近年は、相次ぐ保険・医療制度の改正、また医師等スタッフの安定確保ができない時期があったことにより、医業収益が思うように伸びず病院の財政悪化はすすんでいます。

さらに町からの財政的支援も、町財政悪化などの理由により、平成13年度からは地方交付税等のルール分のみとなっていることも大きな要因となっています。

病院運営協議会の附帯意見書

福島町議会

1. 町として町立松前病院の運営にあたっては、町づくりの施策中で検討すべきであり、経営健全化のための諸対策を行い、積極的に支援をすること。
2. 町として高齢化社会の中で、町民の要望にあった中間施設などの確保（誘致を含む）とともに病院の病床区分の見直しもあわせて検討すること。
3. 町として本計画にも記述のある、数年先を見越した「医療・福祉複合体」のあるべき姿を実現させるため、町立松前病院はじめ町の関係各課及び関係機関との幅広い連携をすること。
4. 町立松前病院は、経営コンサルタント会社の「経営分析報告書」の内容を十分に精査し、実施に向けて積極的に努力すること。
5. 不採算地区病院の交付基準の改正について国・道に強く要望をすること。

「松前病院収支決算・計画(第3次運営計画)」 福島町議会

単位:百万円

	14年決算	15年決算	16年計画	17年計画
事業収益	1,220	1,152	1,241 (1,114)	1,237
事業費用	1,389	1,351	1,421 (1,393)	1,411
純損益	△169	△199	△179 (△206)	△173
累積欠損	927	1,127	1,314 (1,333)	1,488

()朱書きは、平成16年度予算額

「職員数と人件費比率(第3次運営計画)」

福島町議会

()の数值は「臨時職員数」

		14年決算	15年決算	16年計画	17年計画
人件費比率 (医療収益)		71%	73.8%	73.4%	71.7%
職員数		66(52)	68(53)	69(53)	68(45)
内 訳	医師	8 (6)	7 (6)	7 (6)	7 (6)
	看護婦	35 (10)	37 (10)	38 (10)	39 (10)
	技術	11 (2)	12 (1)	12 (1)	12 (1)
	事務	7	7	7	7
	調理	2 (8)	2 (8)	2 (8)	(委託)
	その他	3 (26)	3 (28)	3 (28)	3 (28)

※この他に、医療事務(10)・ボイラー(3)・清掃(5)・警備(4)・窓口(1)事務当直(2)の委託をしている。

積み残し事業(整備が必要な事業)

福島町議会

■福島町 21件(公共下水道関連4件、ハード事業12件)

■松前町 101件(ハード事業54件)

・保育6	・社会教育25	・上水道4
・福祉医療3	・水産8	・畜産5
・商工観光14	・その他22	

国の借金の状況

福島町議会

日本の借金時計

〔12月11日現在〕

国・地方の借金

706兆4,197億円

(1家族1,501万円)

「町の借金の状況」

■ 町債（借金）額（平成15年度末）

5,995,566千円

うち、国が負担する分（地方交付税）

3,391,802千円（54.3%）

実質の町負担額

2,850,570千円（45.7%）

「地方交付税の状況」

福島町議会

単位：千円

	16年	15年	14年
交付税(普通)	1,475,021	1,493,056	1,647,069
〃 (特別)	261,277	228,082	252,846
臨 対 債	225,300	332,500	177,500

財政確立プランの予定額

自立のために

1. 福島町行政改革大綱・財政確立プラン

2. 自治意識の強化と自治機能の再構築

- (1) 自立のためのまちづくり理念の創設
- (2) 明確な協働の町づくりの施策
- (3) 住民との役割分担の明確化

3. 徹底した行財政改革の推進

- (1) 議員定数・報酬
- (2) 職員・行政組織
- (3) 税・使用料(町民負担)
- (3) 施設建設・維持管理費
- (4) 団体補助金
- (5) 審議会委員の報酬等
- (6) 広域行政等の対応

自立に向けた議会の取り組み

1. 議員定数の削減(4名)
2. 議員報酬の削減(月額約3%)
3. 議員期末手当の減額(0.7月)
4. 研修視察の効率的な推進
5. 「議会・議員の評価」の導入による適正な議会活動の推進

「開かれた議会」の取り組み(その1) 福島町議会

取り組みの目的

- ◇わかりやすく、すみやかに説明ができる議会
- ◇活発な議論ができる議会
- ◇政策的な提案のできる議会をめざして

議会は、住民の代表として、その声を町政に反映させることが大切であり、「住民自治」の原点にたち、住民に信頼される議会活動をめざし、英断をもって改革に取り組んできました。

「開かれた議会」の取り組み(その2) 福島町議会

取り組んできたこと

- 傍聴規則の改正(取締りから歓迎へ)
- 傍聴者への会議資料配付
- 一般質問の 一問一答方式
- 議場のテレビ放映化(ビデオ貸出し)
- 議会ホームページの充実
- 会議録検索システム導入(会議録配付の廃止)
- 各種団体との懇談会(議員定数について町民懇談会)
- 「選挙公報」の発行
- 長期欠席議員の報酬等の減額措置
- 「議会・議員の評価」について(検討中)

合併した場合の交付税の算定替

福島町議会

